

平成 2 9 年 1 1 月 藤 枝 市 議 会  
定 例 会 議 案

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日  
藤 枝 市 長

## 目 次

議案番号	議案名	頁
第 9 4 号議案	平成 2 9 年度藤枝市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
第 9 5 号議案	平成 2 9 年度藤枝市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 9 6 号議案	平成 2 9 年度藤枝市病院事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 9 7 号議案	藤枝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1
第 9 8 号議案	藤枝市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	2
第 9 9 号議案	藤枝市税条例の一部を改正する条例	7
第 1 0 0 号議案	藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例	8
第 1 0 1 号議案	志太・榛原地域救急医療センター条例の一部を改正する条例	9
第 1 0 2 号議案	藤枝市農山村地域活性化施設条例の一部を改正する条例	11
第 1 0 3 号議案	藤枝市医学生等修学資金貸付条例の一部を改正する条例	13
第 1 0 4 号議案	藤枝市民会館の指定管理者の指定について	14
第 1 0 5 号議案	志太・榛原地域救急医療センターの指定管理者の指定について	15
第 1 0 6 号議案	藤枝市勤労者福祉センターの指定管理者の指定について	16
第 1 0 7 号議案	藤枝市駅南自転車駐車場の指定管理者の指定について	17
第 1 0 8 号議案	志太広域事務組合理約の変更について	18
第 1 0 9 号議案	焼津市と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の変更について	19
第 1 1 0 号議案	島田市と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の変更について	20
第 1 1 1 号議案	牧之原市と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の変更について	21
第 1 1 2 号議案	吉田町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の変更について	22
第 1 1 3 号議案	川根本町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の変更について	23

藤枝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤枝市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「（以下「1歳6か月到達日」という。）の次に、「第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第7号中「該当すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤枝市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「別表第 1」を「別表第 1 の執行機関の欄に掲げる執行機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務、別表第 2」に改め、同条第 2 項中「別表第 1」を「別表第 2」に改める。

第 5 条第 1 項中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

別表第 2 を別表第 3 とする。

別表第 1 を削り、附則の次に次の 2 表を加える。

別表第 1（第 4 条関係）

執行機関	事務
市長	藤枝市重度障害者（児）医療費助成要綱（平成16年藤枝市告示第100号）に関する事務であって規則で定めるもの
市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
市長	藤枝市母子家庭等医療費助成要綱（昭和55年藤枝市告示第13号）に関する事務であって規則で定めるもの
市長	藤枝市こども医療費助成要綱（昭和59年藤枝市告示第24号）に関する事務であって規則で定めるもの
市長	藤枝市一般不妊治療（人工授精）費助成金交付要綱（平成26年藤枝市告示第110-2号）及び藤枝市特定不妊治療費助成金交付要綱（平成21年藤枝市告示第111号）に関する事務であって規則で定めるもの
市長	藤枝市不育症治療費助成金交付要綱（平成29年藤枝市告示第86-2号）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の受給資格に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	で定めるもの	
市長	藤枝市重度障害者（児）医療費助成要綱に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票の記載事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による資格及び給付に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療保険情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		藤枝市こども医療費助成要綱（昭和59年藤枝市告示第24号）による資格及び給付に関する情報（以下「こども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		藤枝市母子家庭等医療費助成要綱（昭和55年藤枝市告示第13号）による資格及び給付に関する情報（以下「母子家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定め	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

	るもの	
市長	藤枝市母子家庭等医療費助成要綱に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		藤枝市重度障害者（児）医療費助成要綱（平成16年藤枝市告示第100号）による資格及び給付に関する情報（以下「重度障害者（児）医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
市長	藤枝市こども医療費助成要綱に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による資格及び給付に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		重度障害者（児）医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

		母子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
市長	藤枝市一般不妊治療（人工授精）費助成金交付要綱及び藤枝市特定不妊治療費助成金交付要綱に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
市長	藤枝市不育症治療費助成金交付要綱に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。



藤枝市税条例の一部を改正する条例

藤枝市税条例（昭和 29 年藤枝市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 61 条の 2 中「2 分の 1」を「3 分の 1」に改める。

附則第 10 条の 2 第 12 項中「2 分の 1」を「3 分の 1」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤枝市税条例第 61 条の 2 の規定は、平成 30 年度分からの固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の藤枝市税条例附則第 10 条の 2 第 12 項の規定は、平成 29 年度分からの固定資産税について適用する。

藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例

藤枝市都市計画税条例（昭和 31 年藤枝市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「 $\frac{1}{2}$ 」を「 $\frac{1}{3}$ 」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤枝市都市計画税条例附則第 3 項の規定は、平成 2 9 年度分からの都市計画税について適用する。

志太・榛原地域救急医療センター条例の一部を改正する条例

志太・榛原地域救急医療センター条例（昭和57年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条から第7条までを次のように改める。

（指定管理者による管理）

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に救急医療センターの管理を行わせることかできる。

2 前項の規定により行う指定管理者の管理に関する業務は、次のとおりとする。

- (1) 救急医療センターの使用の許可に関する業務
- (2) 救急医療センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収納及び資金等の保管管理に関する業務
- (3) 救急医療センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定の取消し等があった場合における資金等の取扱い）

第6条 市長は、指定管理者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その管理する資金等を、速やかに市に返納させなければならない。

- (1) 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたとき。
- (2) 管理の業務の全部の停止を命じられたとき。
- (3) 継続して指定管理者に指定されなくなったとき。

（利用料金及び手数料）

第7条 救急医療センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、次に掲げる利用料金を支払わなければならない。この場合において、利用料金は指定管理者の収入とする。

- (1) 診療を受けるときは、健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額
- (2) 前号に掲げるもの以外の利用料金については、実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

2 利用者は、利用料金をその都度納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

3 診断書等文書の交付を受けた者は、市長が規則で定める額の手数料をその都度納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

第8条を第10条とする。

第7条の次に次の2条を加える。

(利用料金及び手数料の減免)

第8条 指定管理者は、特別の理由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

2 市長は、特別の理由があると認める場合は、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、救急医療センターの利用を制限することができる。

(1) 他の利用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

(2) その他管理上支障があると認められるとき。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 藤枝市農山村地域活性化施設条例の一部を改正する条例

藤枝市農山村地域活性化施設条例（平成2年藤枝市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表の2大久保グラススキー場使用料の表中

「

使用区分	数量	時間	個人	団体 (1人につき)
グラススキー使用料	1式	1時間	1,030円	830円
		2時間	1,560円	1,250円
		4時間	2,610円	2,080円
グラススクーター使用料	1台	30分	520円	
グラスバギー使用料	〃	〃	520円	
リフト使用料	2回券 100円 12回券 520円			

」を

「

使用区分	数量	時間	個人	団体 (1人につき)
グラススキー使用料	1式	1時間	1,030円	830円
		2時間	1,560円	1,250円
		4時間	2,610円	2,080円
マウンテンボード使用料	〃	1時間	1,030円	830円
		2時間	1,560円	1,250円
		4時間	2,610円	2,080円
グラススクーター使用料	1台	30分	520円	
ストライダー使用料	〃	〃	520円	
ポッカール使用料	〃	〃	520円	
ソリ使用料	〃	〃	520円	
リフト使用料	2回券 100円 12回券 520円			

」に

改める。

別表の4大久保キャンプ場使用料の表を次のように改める。

#### 4 大久保キャンプ場使用料

使用区分	数量	時間	使用料
テントサイト使用料	1区画	14時～翌日12時	1,800円
オートキャンプサイト使用料	〃	〃	3,500円
テント使用料	1張り	〃	520円
Aコテージ使用料	1部屋	14時～翌日10時	12,000円
Bコテージ使用料	〃	〃	16,000円

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の藤枝市農山村地域活性化施設条例別表の規定は、平成30年4月1日以後の使用許可に係る使用料から適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

藤枝市医学生等修学資金貸付条例の一部を改正する条例

藤枝市医学生等修学資金貸付条例（平成 28 年藤枝市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(貸付けを受けることができる者)」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている医学生等とし、病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、対象となる医学生等の学年を指定し、修学資金の貸付けを行うことができる。

第 3 条第 1 項中「それぞれ同表の右欄に掲げる額」の次に「を上限」を加える。

第 6 条第 2 項中「受けたときには」を「受けたときは」に改める。

第 7 条第 1 項中「あったときには」を「あったときは」に改める。

第 1 2 条第 1 項第 1 号中「又は前条第 1 項第 4 号若しくは第 2 項第 1 号に該当するに至った事由が、やむを得ない事由として規則で定める事由である場合であつて、その事由が止んだ後市立病院の医師として勤務した月数が修学資金の貸付けを受けた月数に達したとき」を削る。

第 1 3 条に次の 2 項を加える。

- 4 貸付対象者が、修学資金の償還債務を有する期間中に、産前産後休暇を取得又は育児休業をした場合には、当該休暇休業を開始した日の属する月から終了した日の属する月までの月数、償還債務の存続を延長する。
- 5 貸付対象者が、修学資金の償還債務を有する期間中に、育児短時間勤務をした場合には、次の計算式により算出された期間に相当する月数、償還債務の存続を延長する。なお、算出された期間に 1 か月未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

育児短時間勤務月数－育児短時間勤務月数×（育児短時間勤務をした場合の 1 週間あたりの所定労働時間÷1 週間当たりの通常の所定労働時間）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の藤枝市医学生等修学資金貸付条例により貸付対象者に貸し付けられた修学資金の月額、改正後も変更しないものとする。

藤枝市民会館の指定管理者の指定について

藤枝市民会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市民会館  
指定管理者 静岡市葵区田町二丁目 8 9 番地の 4  
株式会社アス・藤枝オリコミピーアールグループ  
代表者 株式会社アス 代表取締役 森 孝夫  
指定の期間 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで



志太・榛原地域救急医療センターの指定管理者の指定について

志太・榛原地域救急医療センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 志太・榛原地域救急医療センター  
指定管理者 藤枝市瀬戸新屋 3 6 2 番地の 1  
公益社団法人 志太・榛原地域救急医療対策協会  
理事長 石井 英正  
指定の期間 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

藤枝市勤労者福祉センターの指定管理者の指定について

藤枝市勤労者福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市勤労者福祉センター  
指定管理者 東京都新宿区西新宿 6 丁目 2 2 番 1 号  
                  太平ビルサービスグループ  
                  代表者 太平ビルサービス株式会社  
                                  代表取締役会長兼社長 狩野 伸彌  
指定の期間 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで

藤枝市駅南自転車駐車場の指定管理者の指定について

藤枝市駅南自転車駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市駅南自転車駐車場  
指定管理者 藤枝市駅前二丁目 1 番 5 号  
株式会社 まちづくり藤枝  
代表取締役 山田 壽久  
指定の期間 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

志太広域事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、志太広域事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

志太広域事務組合同規約の一部を変更する規約

志太広域事務組合同規約（昭和47年静岡県指令地第300号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 4 号中「斎場会館」を「葬祭式場」に、「斎場」を「斎場会館」に改める。

別表第 1 中

「

斎場の建設、設置及び管理に関する事務費

」

を

「

斎場会館の建設、設置及び管理に関する事務費

」

に改める。

附 則

この規約は、志太広域事務組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年志太広域事務組合同条例第5号）の施行の日（平成30年2月1日）から施行する。

焼津市と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、焼津市と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約を次のとおり変更するものとする。

焼津市と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

焼津市と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約（昭和56年藤枝市告示第15号の2）の一部を次のように変更する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条中「第233条第5項」を「第233条第6項」に改め、同条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

島田市と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、島田市と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約を次のとおり変更するものとする。

島田市と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

島田市と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約（平成17年藤枝市告示第213-2号）の一部を次のように変更する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

牧之原市と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、牧之原市と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約を次のとおり変更するものとする。

牧之原市と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

牧之原市と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約（平成17年藤枝市告示第255-2号）の一部を次のように変更する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

吉田町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、吉田町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約を次のとおり変更するものとする。

吉田町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

吉田町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約（昭和56年藤枝市告示第15号の9）の一部を次のように変更する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条中「第233条第5項」を「第233条第6項」に改め、同条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。



川根本町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、川根本町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約を次のとおり変更するものとする。

川根本町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

川根本町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約（平成17年藤枝市告示第254-2号）の一部を次のように変更する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

# 平成29年11月藤枝市議会定例会 議案提案理由書（第97号議案～第113号議案）

## 第97号議案

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤職員の育児休業の取得可能期間についての整合を図るため、所要の改正を行うものであります。

## 第98号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により、特定の事務においてマイナンバーを使った情報の連携を他市町村等と実施することができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

## 第99号議案

市内の待機児童解消施策の一環として、家庭的保育事業や事業所内保育事業等に係る固定資産税について特例割合を拡大するため、所要の改正を行うものであります。

## 第100号議案

市内の待機児童解消施策の一環として、企業主導型保育施設事業に係る都市計画税について特例割合を拡大するため、所要の改正を行うものであります。

## 第101号議案

志太・榛原地域救急医療センターにおける診療報酬等を平成30年度から直接指定管理者の収入とするため、所要の改正を行うものであります。

## 第102号議案

大久保キャンプ場の整備に伴い、施設が機能強化されることから、大久保キャンプ場の使用料を現状に即した金額に改正するものであります。

### 第 103 号議案

平成30年度からの新専門医制度への対応や将来の採用計画に即した修学資金制度の弾力的な運用を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

### 第 104 号議案

地方自治法第244条の2第6項の規定により、平成30年4月1日から藤枝市民会館の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めます。

### 第 105 号議案

地方自治法第244条の2第6項の規定により、平成30年4月1日から志太・榛原地域救急医療センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めます。

### 第 106 号議案

地方自治法第244条の2第6項の規定により、平成30年4月1日から藤枝市勤労者福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めます。

### 第 107 号議案

地方自治法第244条の2第6項の規定により、平成30年4月1日から藤枝市駅南自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めます。

### 第 108 号議案

斎場施設の名称及び総称の変更に伴う組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めます。

#### 第 1 0 9 号 議 案

志太・榛原地域救急医療センター条例の改正に伴い、本市と焼津市との間で定めた規約の変更について、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により協議するため、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

#### 第 1 1 0 号 議 案

志太・榛原地域救急医療センター条例の改正に伴い、本市と島田市との間で定めた規約の変更について、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により協議するため、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

#### 第 1 1 1 号 議 案

志太・榛原地域救急医療センター条例の改正に伴い、本市と牧之原市との間で定めた規約の変更について、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により協議するため、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

#### 第 1 1 2 号 議 案

志太・榛原地域救急医療センター条例の改正に伴い、本市と吉田町との間で定めた規約の変更について、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により協議するため、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

#### 第 1 1 3 号 議 案

志太・榛原地域救急医療センター条例の改正に伴い、本市と川根本町との間で定めた規約の変更について、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により協議するため、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。